

令和3年2月5日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  


令和2年(ワ)第1155号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和2年1月11日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

竹 田 恒 泰

野 間 自 子

加 賀 山 皓

被 告

同訴訟代理人弁護士

山 崎 雅 弘

佃 克 彦

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、原告に対し、550万円及びうち500万円に対する令和元年1月1月8日から支払済みまで、うち50万円に対する令和2年1月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告に対し、別紙1投稿記事目録記載1ないし5の各記事を削除せよ。

3 被告は、原告に対し、別紙2謝罪廣告目録記載の謝罪廣告を、別紙3記載の条件で被告のツイッターアカウント([https://twitter.com/mas\\_yamazaki?s=20](https://twitter.com/mas_yamazaki?s=20))に掲載せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告に対し、被告がツイッター(インターネットを利用してツイートと呼ばれる140文字以内のメッセージ等を投稿することができる情

報ネットワーク)上で原告の名誉を毀損し、又は名誉感情を侵害したとして、不法行為に基づき、550万円(慰謝料500万円及び弁護士費用50万円の合計である。)及びうち500万円に対する不法行為の日である令和元年11月8日から、うち50万円に対する訴状送達日の翌日である令和2年1月24日から各支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、人格権に基づき各投稿記事の削除を、民法723条に基づき謝罪広告の掲載をそれぞれ求める事案である。

2 前提事実(争いのない事実及び後掲各証拠〔書証番号は特記なき限り枝番を含む。以下同じ。〕又は弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

(1) 当事者等(甲1, 3, 弁論の全趣旨)

ア 原告は、作家で、大学の講師を務める者である。

イ 被告は、戦史・紛争史研究家である。

(2) 被告は、令和元年11月8日前5時44分頃から同日午後9時43分頃の間、ツイッターにおける自身のアカウント(以下「被告アカウント」という。)上に、別紙1投稿記事目録記載1ないし5の各記事を投稿した(甲4。以下、同目録記載の各記事を番号順に「本件ツイート1」、「本件ツイート2」などといい、本件ツイート1ないし5を併せて「本件各ツイート」という。)。

(3) 原告は、令和元年11月13日午後4時から、富山県朝日町教育委員会が令和元年度朝日町中高連携推進事業(朝日町立朝日中学校及び富山県立泊高校の連携事業として、教員の指導交流や部活動交流等を実施する事業)の一環として主催し、同町内の中高生約550名を含む約900名の参加者を対象とした「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」という名称の講演会(以下「本件講演会」という。)において講師を務める予定であったが、本件各ツイート後、本件講演会に反対する旨の電話やメールが同教育委員会に複数寄せられたほか、同月10日には「講演会を中止しないとガソリンをまく」旨の電話があったことから、本件講演会は中止され、原告は、同講演会で行う予定だった講

演をインターネット上で配信（以下「本件ネット講演」という。）した（甲5、乙5、6、19、20）。

### 3 争点及びこれに対する当事者の主張

#### （1）本件各投稿による名誉毀損又は名誉感情侵害の有無（争点1）

##### （原告の主張）

本件各ツイートは、次のとおり、いずれも原告の社会的評価を著しく低下させる。

仮に、本件各ツイートのいずれにも事実の摘示が含まれず、原告の社会的評価を低下させるものではなかったとしても、被告は、本件各ツイートによって、原告の具体的な言動を捉えることなく原告を誹謗中傷し、人格攻撃を繰り返したのであるから、本件各ツイートは、社会通念上許容される限度を超えて、原告を侮辱する行為であり、原告の名誉感情を著しく侵害するものである。

ア(ア) 本件ツイート1は、原告が自国優越思想の妄想を植え付ける講演を行う人物であり、原告の言動が自国優越思想の妄想を植え付ける内容であるとの事実を摘示するものであるところ、一般に、自国優越思想が社会的に問題とされる思想と考えられており、かかる文言自体、これを有すると摘示された人物の社会的評価を低下させることに加え、被告が本件ツイート1で、「妄想」や「植え付ける」という悪意ある文言を併せて述べていることからすれば、原告の社会的評価を低下させるものである。

(イ) 被告は、本件ツイート1のうち原告の社会的評価を低下させるのは、単に原告が自国優越思想を有するという部分である旨主張するが、原告は、教育機関等を含め多数の講演を実施しており、かかる事実が原告の社会的評価を構成する重要な部分であることからすれば、単に自国優越思想を有すると指摘されること以上に、自国優越思想を植え付ける内容の講演を行うと指摘されることが、原告の社会的評価を低下させるというべきである。

イ 本件ツイート2は、原告が教育現場に出してはいけない人権侵害常習犯の

差別主義者であるとの事実を摘示するものであるところ、原告が第三者への人権侵害行為や差別的な言動を日常的に行っている人物であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

ウ 本件ツイート3は、原告が民族差別や国籍差別、男女差別を行う人物であるとの事実を摘示するものであるところ、原告がこのような差別を行い、差別的な問題発言を日頃から行う人物であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

エ(ア) 本件ツイート4は、原告が人権侵害のヘイト言論を行う人物であるとの事実及び言論の自由を「何を言ったり書いたりしても自由」であると勘違いする小学生のような大人であるとの事実を摘示するものであるところ、原告が人権侵害の言論を行い、言論の自由を「何を言ったり書いたりしても自由である」と勘違いする人物であって、原告の著書や講演も人権侵害のヘイト言論であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

(イ) 被告は、本件ツイート4のうち「言論の自由を『何を言ったり書いたりしても自由』だと勘違いする小学生のような大人」の部分は、「a m i @ DosankoAmi」のことを指すなどと主張する。しかしながら、本件ツイート4は、「a m i @ DosankoAmi」が原告の言論の自由を指摘したツイートに対する反論であるところ、本件ツイート4末尾の「多い」という文言や同ツイート冒頭の「一部の人」、「貴方も」という文言からすれば、同アカウントの者以外の第三者が想定されていると認められること、その内容も、原告が行う言論を対象として「人権侵害のヘイト言論」であるなどと断じていることからすれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、「言論の自由を『何を言ったり書いたりしても自由』だと勘違いする小学生のような大人」という部分は「a m i @ DosankoAmi」というアカウントの者及び原告を指すという印象を受

けるのは明らかである。

オ(ア) 本件ツイート5は、原告が差別や偏見、いじめを助長し、特定の国やその出身者に対する差別やいじめを常習的に行う人物であるとの事実を暗示するものであり、原告の社会的評価を低下させる。

(イ) 被告は、本件ツイート5のうち「差別や偏見、いじめはいけません」という部分は原告を指すものではないなどと主張する。しかしながら、本件ツイート5全体の文脈からすると、同ツイートは、教育委員会は差別や偏見、いじめはいけませんと教えるべきであり、原告を講演会に登壇させることはこれに反する行為である、すなわち、原告は差別や偏見、いじめを助長する人物であるという趣旨で投稿されたことは明らかであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、原告が差別や偏見、いじめを助長する人物であるという印象を受けるといえる。

(被告の主張)

被告が本件ツイートをしたことは認めるが、名誉毀損であるとの主張は争う。いずれも意見論評に他ならず、かつ原告の社会的評価を低下させるものではない。また、本件各ツイートが原告の名誉感情を侵害するとの原告の主張は争う。

ア 本件ツイート1は、本件講演会のチラシを引用し、かつ自国優越思想は誤った観念であるという被告の見解を前提に、自国優越思想を有する原告に中高生向けの講演をさせることが相当ではないという朝日町教育委員会に対する批判をしたものであって、原告が自国優越思想を有するという論評である。仮に、本件ツイート1が、原告が自国優越思想を植え付ける内容の講演を行う人物であり、本件講演会の内容も自国優越思想の妄想を植え付けるものであるということを内容とするものであるとしても、原告が行う講演の内容が自国優越思想を植え付けるようなものであり、本件講演会の内容が自国優越思想の妄想を植え付けるようなものであったという論評である。

また、自国が優越していると思うこと自体は各個人の価値観の問題にすぎ

ないから、原告の社会的評価を低下させるものではない。

イ 本件ツイート2は、原告が教育現場に出してはいけない人権侵害常習犯の差別主義者であるという論評である。

ウ 本件ツイート3は、原告の発言内容の中で、民族差別、国籍差別、男女差別に当たるものが存在し、それが問題であるという論評である。

エ 本件ツイート4は、原告が人権侵害のヘイト言論をする者であるとの論評である。また、本件ツイート4は、「a m i @ D o s a n k o A m i」というアカウントがしたツイートに対する返信としてなされた投稿であるところ、本件ツイート4のうち「言論の自由を『何を言ったり書いたりしても自由』だと勘違いする小学生のような大人」の部分は、「a m i @ D o s a n k o A m i」のことを指すのであり、原告を指すものではない。

オ 本件ツイート5は、原告が特定国やその出身者に対する差別やいじめの常習者であるとの論評である。また、本件ツイート5のうち「本来なら『差別や偏見、いじめはいけません』と子どもに教える責任を負う教育委員会という公的機関」という部分は、教育委員会のことを指すのであり、原告を指すものではない。

## (2) 本件各ツイートに関する違法性阻却事由の有無（争点2）

（被告の主張）

本件各ツイートが原告の社会的評価を低下させ、又は名誉感情を侵害するとしても、次のとおり、公正な論評の法理により違法性を欠くから、原告に対する不法行為は成立しない。

ア 公共性及び公益目的

（ア） 本件ツイート1は、富山県朝日町が町内の中高生を対象とした本件講演会を企画したことに対するものであるところ、その講演会の内容は将来を担う若者の成長に関わる問題であるから、地方公共団体が中高生を対象として実施する講演の内容がいかなるものであるかは公共の利害に関する

事実である。

被告は、地方公共団体に対し、中高生を対象とする講演の内容に配慮を求める、注意喚起をする目的で本件ツイート1をしたのであるから、その目的が公益を図ることにあるのは明らかである。

(イ) 本件ツイート2は、本件ツイート1に続いて投稿されたものであり、かつ本件講演会に関する投稿であることから、前記(ア)と同様、公共の利害に関する事実に係るものであり、その目的が公益を図ることにあるのは明らかである。

(ウ) 本件ツイート3は、「逢坂」というアカウントの、大阪市教育委員会の後援で原告の講演会が開催されることに関するツイートを引用し、これに応答する形でなされたものであるところ、教育委員会という公的機関が後援する講演会の講演者がどのような者であるかは公共の利害に関する事実である。

被告は、大阪市教育委員会が後援する講演会の登壇者が適当な者か否かを批判的に検討する目的で本件ツイート3をしたのであるから、その目的が公益を図ることにあるのは明らかである。

(エ) 本件ツイート4は、富山県朝日町が本件講演会を企画したことと本件ツイート1及び2で批判したところ、「am i @Do s a n k o Am i」というアカウントが「竹田さんがどんな主張していると、竹田さんの自由。竹田さんの講演会を開催することも、自由。日本は言論の自由が保障された国です。むしろ、それを止めろと言う方が、理不尽な『言論弾圧』なんですよ。当たり前すぎるますけど、そのぐらいわかりますよね?」として、地方公共団体による中高生を対象とする講演会の登壇者が原告であることを全く問題としない意見を投稿してきたのに対し、応答する形でなされたものであるところ、教育委員会という公的機関が後援する講演会の登壇者がどのような者であるかは公共の利害に関する事実である。

被告は、本件ツイート2と同様、大阪市教育委員会が後援する講演会の登壇者が適當な者か否かを批判的に検討する目的で本件ツイート4をしたのであるから、その目的が公益を図ることにあるのは明らかである。

(オ) 本件ツイート5は、本件ツイート4と同様、「am i @ Dosanko Am i」というアカウントの投稿に対する応答としてなされたものであるから、前記(エ)と同様、公共の利害に関する事実に係るものであり、その目的が公益を図ることにあるのは明らかである。

#### イ 前提事実の真実性・真実相当性

(ア) 本件ツイート1について、原告が自国優越思想を有している旨の論評の前提事実は以下のとおりであり、いずれも真実であるか少なくとも真実相当性が認められる。

① 原告が「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」(乙7)と題する著書や「日本の民主主義はなぜ世界一長く続いているのか」(乙8)、「日本人はいつから日本が好きになったのか」(乙17)と題する著書を出版し、日本の価値を肯定的に強調する一方で、「面白いけど笑えない中国の話」(乙9)や「笑えるほどたちが悪い韓国の話」(乙10)と題する著書を執筆・公表し、特定の国や国民に対する侮辱、中傷、侮蔑とされる表現を繰り返し、日本と比較して劣っているという評価を加えている。

② 本件講演会が中止になったことを受け、原告は、令和元年11月13日、インターネット上で、同講演会で行う予定であった講演と同じ内容の講演をした(本件ネット講演)ところ、その内容は、外国ないし外国人に対する否定的な評価を引き合いにしつつ、日本国ないし日本人に対する肯定的な評価を述べるものであった(乙19、20)。

(イ) 本件ツイート2ないし5について、原告が人権侵害常習犯の差別主義者である旨の論評の前提事実は、乙9及び10の著書の記載のほか、以下の

とおりであるところ、いずれも、個別の事象を原告が国籍や人種の問題に一般化することで、国籍や人種に基づく差別や偏見を助長しているといえるから、いずれも真実であるか少なくとも真実相当性が認められる（以下特記がない限り、本件ツイート2ないし5共通の前提事実と主張するものである。）。

① 原告は、ツイッター上の自身のアカウント（以下「原告アカウント」という。）において、韓国に関し、過去に「韓国は、ゆすりたかりの名人で、暴力団よりもたちが悪い国だ。そういう国とは、付き合わないのが一番。韓国は黙殺し、反論は国際社会に対してすればよい。」（平成26年2月12日の投稿。乙11の1）、「そもそも韓国に、毀損されるような名譽があるのか？？」（同年10月10日の投稿、乙11の2）、「韓国が慰安婦の像を作るなら、日本は、嘘をつく老婆の像でも作ったらどうだ？口をとがらせてまくしたて、片手には札束を握りしめて、ゆすりたかりをしている感じで。」（同年2月4日の投稿。乙11の3）、「事実かどうかはもはやどうでも良い。韓国は胡散臭い。韓国政府が何を言つても信用できない。だからホワイトから外す。理由は「胡散臭いから」。それ以上の理由は不要。」（令和元年7月12日の投稿。乙11の4の1）等、韓国人の名譽を毀損する投稿をした。

② 原告は、原告アカウントにおいて、「小金井ライブハウス殺人未遂事件で逮捕された人物は『自称・岩崎友宏容疑者』と報道されている。自称ということは本名でないということ。なぜ本名で報道しない？ここが日本のメディアのおかしいところ。臆する必要はない。本名で報道すべき。これは私の憶測だが、容疑者は日本国籍ではないと思われる。」（平成28年5月22日の投稿。乙12の1）、「夫婦別姓論者が『女性の人権』を口にする。だが平等とは機会が平等という意味である。夫婦の合意があれば妻の姓を名乗ることも自由であるから、夫婦同姓は女性の人

権侵害に当たらない。社会の一員である前に家族の一員であり、不自由があるのはむしろ当然。夫婦同姓を合憲とする最高裁の判断は正しい。」

(平成27年12月17日の投稿。乙12の2), 「初めて夫の姓で呼ばれ、『私は結婚したのか』と思い、頬を赤らめる」こういうのが幸せな結婚というのだと思う。夫の姓を名乗りたくないと言っている人に限って不幸せに見えるのは気のせいだろうか。」(同日の投稿。乙12の3),

「日本国憲法は、世界の憲法のなかでは珍しく、国籍離脱の禁止を定めていない。つまり、日本人は勝手に日本人を辞めてよい。国旗国歌が嫌いなら、どっとと日本から出ていけ！」(平成23年1月29日の投稿。

乙12の4), 「キチガイ」という言葉は差別用語で、放送禁止になっている。ならば『頭の不自由な方』と呼べば良いだろう。沖縄の『基地外』で活動している方々は、どう見ても『頭の不自由な方々』。(平成28年5月26日の投稿。乙12の5), 「よくもまあそんなことをポンポンと思いつくものだ。慰安婦をバスに乗せたときもそうだった。韓国が世界に誇れる偉人は、テロリストと売春婦だけでということ。な何どさもしい国か。」(平成29年11月7日の投稿。乙12の6)等、外国人や女性、沖縄の米軍基地への反対活動をする人々、戦時中に性を蹂躪された女性等への差別偏見に基づき、その人格権を侵害する投稿をした。

③ 原告は、インターネットテレビ配信サービスである「A b e m a T V」において平成29年6月3日に放映された番組「みのもんたのよるバズ」に出演し、旧官家はGHQの圧力で民間人にさせられたにすぎず、民間人とは血統が違うという趣旨の発言をし、血統による取扱いの差異、すなわち差別を肯定し正当化した(乙21。本件ツイート2, 3及び5の前提事実)。

④ 原告は、平成26年4月頃、インターネット上で「笑えるほどたちが悪い韓国の話 竹田恒泰チャンネル特番」と題する番組を配信し、(i)

韓国の菓子を取り上げて行った韓国に対する侮蔑的な発言（本件ツイート2及び4の前提事実）や、(ii)在日韓国人・朝鮮人の中に犯罪者が多い旨の事実や在日韓国人・朝鮮人を「反日分子」と見る見方はあながち誤りではない事実を摘示する発言、(iii)日本に対する韓国政府の批判に対し、在日韓国人・朝鮮人がこれを批判して、朝鮮人同士でやり合ってくれる存在となれば「日本の宝」となり得る、「反日」は悪、「親日」は善と決めてかかる、在日韓国人・朝鮮人につき働いて納税してもらう存在としてしか見ていないことを示すなどして、在日韓国人・朝鮮人個々人の個性や価値観を尊重しない発言（本件ツイート2、3及び5の前提事実）、(iv)在日韓国人・朝鮮人につき、日本に住んで日本の恩恵を受けているとした上で、「日本が嫌いなら、とっとと出ていけ」などと乱暴な言葉で排除を求める発言をした（乙24）。

⑤ 原告は、令和元年9月3日、インターネット上で「竹田恒泰チャンネル」と題する番組を配信し、元従軍慰安婦の女性が原告の配信する番組を見て傷ついたというエピソードを紹介した上で、当該女性を「クソババア」呼ばわりするなど、元従軍慰安婦の女性に対する侮蔑的な発言をした（乙26。本件ツイート2及び4の前提事実）。

(ウ) 原告は、被告が論評の前提事実として指摘する著書やツイート、インターネット上の番組のうち、本件各ツイート当時に被告が認識していなかつたものは、当該ツイートの前提事実にはならないなどと主張するが、原告がこれらの著書等を作成・公表したことには争いがなく、真実であって、真実相当性は問題にならないのであるから、本件各ツイート当時に被告が原告の著書等の内容を認識していたか否かにつき、被告が立証する必要はない。

ウ 論評の域を逸脱していないこと

(ア) 本件ツイート1について、前記イ(ア)のとおり、原告は、日本の価値を強

調する言説を重ね、また特定の国や国民について侮辱等をし、かつ日本と比較して劣っているという評価を加える者であるから、このような者に対し、自國優越思想を有している旨論評することは、何ら論評の域を逸脱するものではない。

5 (イ) 本件ツイート2ないし5について、前記イ(ア)及びイ(イ)のとおり、原告は、特定の国や国民、外国人、女性、沖縄の米軍基地への反対活動をする人々等への差別発言を繰り返し行う者であるから、このような者に対し、教育現場に出してはいけない人権侵害常習犯の差別主義者である旨論評することは、何ら論評の域を逸脱するものではない。

10 (原告の主張)

ア 本件各ツイートが公共の利害に関するものであることは争う。前記(1)「原告の主張」欄記載のとおり、本件各ツイートは、その必要性がないのに原告を誹謗・中傷・揶揄する文言が用いられているのに対し、いずれも原告が登壇する講演会自体の是非を論ずるものではない。

15 イ 本件各ツイートが専ら公益を図る目的によるものであることは争う。本件各ツイートには原告を誹謗・中傷・揶揄する文言が含まれていること、原告が登壇する講演会の是非自体を論じるものではないこと、本件各ツイートは、要するに原告を講演会に登壇させるべきではない旨述べるものであること等からすれば、本件各ツイートは、被告の私的な感情に基づき、原告を侮辱する意図ないし原告の講演会を中止させる目的でなされたものであるのは明らかである。

20 ウ 被告が指摘する著書（乙7ないし10、17）や原告アカウント上のツイート（乙11、12）、インターネット上の講演（乙19、20）について、いずれも原告が出版、投稿ないし実施したものであることは認めるが、本件各ツイートにより掲示された事実ないし本件各ツイートの前提事実の真実性及び真実相当性は争う。被告の主張は、いずれも原告が公表・投稿等をし

た意図や、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした解釈と乖離し、合理性を欠く上、本件各ツイートとの関連性も認められない。

また、原告と意見を異にする場面の多い被告が、原告の言論活動をつぶさに確認し、本件各ツイート時にその全部を認識していたとは到底考えられないことに加え、原告が被告に対し、自国優越思想の持ち主であることの根拠を示すよう繰り返し求めたにもかかわらず、何ら根拠が示されなかつたこと（甲13）等からすれば、被告が指摘する原告の著書や本件ネット講演は本件ツイート1の根拠とされていなかつたはずである。さらに、原告が被告に対し、特定の国やその出身者に対する差別やいじめの常習者であることの根拠を示すよう求めたところ、被告は、単に動画投稿サイトにおける原告のチャンネルが削除されたとのニュースサイト上の記事を挙げるのみであつたこと（甲18）、被告が原告に対し、原告が人権侵害のヘイト言論を行う人物であることの根拠を示すよう求めたところ、被告は、乙11の1ないし4の1のツイートを挙げるのみであつたこと（甲13の1、3、17）からすれば、本件ツイート2ないし5の根拠はこれらの記事ないしツイートのみであり、これらを除く原告の著書やツイートは根拠としていなかつたと考えられる。

原告の本件各ツイートの根拠に関する具体的な反論は次のとおりである。

(ア) 本件ツイート1について

本件ツイート1で摘示された事実ないし同ツイートの前提事実が真実であることの根拠として被告が指摘する著書（乙7ないし10、17）のうち、乙7及び8では、原告が、世界的に見て日本が優れた水準にある事實を淡々と述べた上、当該各事実に基づく考察をしているにすぎず、他国を不当に低く見て、それと比して日本が優れた国であるかのように述べているわけではないため、自国優越思想はうかがわれない。また、乙9及び10も、単に新聞報道から引用した事実に基づき、中国及び韓国の現在の

政策等の問題点を指摘・批判するにすぎず、これらの国が不当に劣っており、日本が優れた国であるかのように述べているものではない。実際に、原告の著書の中には、中国及び韓国に対して好意的な言説も存在するほか、日本国や日本政府に対する批判や問題点の指摘をするものもある。さらに、被告は、本件ネット講演のうち、原告が日本や日本人について肯定的な評価を述べ、外国や他民族について否定的な評価を述べた部分のみを取り上げて主張するが、本件ネット講演が本件ツイート1の5日後に行われ、本件ツイート1による論評の前提事実となり得ないことに加え、同講演の内容は、日本の文化・風習や歴史、経済状況、価値観等につき、一般的に事実と認められる事柄を取り上げるにすぎないこと、本件講演会のテーマや全体の構成は原告ではなく本件講演会の主催者が設定したものであること、自国優越思想の具体的な意味内容（他国や他民族を差別・排除して戦争を誘引する危険な思想）に照らせば、本件ネット講演は、自国優越思想の妄想を植え付けるものであると論じる根拠とならないのは明らかである。

したがって、本件ツイート1で掲示された事実ないしその前提事実は真実ではなく、真実相当性も認められない。

#### (イ) 本件ツイート2ないし5について

一般に「差別」とは、正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うことを意味するところ、本件ツイート2で掲示された事実が真実であることの根拠として被告が指摘する原告のツイートのうち、乙1-1の各ツイートは、いずれも国家（政府）自体やその政策、外交等への批判を述べたにすぎず、その他これらと連続した投稿（甲2-4の1ないし3、2-5の各ツイート）全体としてみれば、特定の人種や民族集団を対象としたものではないのは明らかである。また、乙1-2の1のツイートは、一部の被疑者のみ恣意的に匿名で報道するという報道機関の態度、乙1-2の2のツイートは、日本

の夫婦同姓制度の合憲性が争われた事件における最高裁の判断、乙12の5のツイートは、米軍基地の外で違法・不当な行為を繰り返す活動家、乙12の6のツイートは、アメリカ合衆国大統領との晩餐会に同国の了承を得ないまま元従軍慰安婦を同席させたという韓国政府の対応に、それぞれ批判する趣旨でなされたものであり、乙12の4のツイートは、日本国歌や国旗に対する自らの考えを述べたものであって、これらのツイートのいずれも、特定の属性の者を対象として、これらの者が正当な理由なく劣つたものであると述べられたものではない。また、乙9及び10の著書も、前記(ア)のとおり、中国及び韓国の国家（政府）への批判等であり、民族等への差別的な記載があるわけではなく、一般人の通常の読み方を基準としても、特定の民族を差別的に扱うものとは読み取れない。

したがって、本件ツイート2ないし5はいずれも真実ではなく、真実相  
当性も認められない。

エ 本件各ツイートが論評の域を逸脱していないという被告の主張は争う。本  
件各ツイートのいずれも、被告が指摘する前提事実との間の合理性が認めら  
れること、原告の具体的な言動を摘示しないまま、その必要性がないにも  
かかわらず原告への誹謗中傷に相当する単語が用いられ、人身攻撃に及んで  
いることからすれば、公正な論評の域を逸脱しているというべきである。

### (3) 原告の損害の有無及びその額（争点3）

（原告の主張）

本件講演会が中止に追い込まれたのは、本件各ツイートの影響によることは  
否定できないところ、本件講演会が中止となったことにより、その後開催され  
た原告の講演会も周辺の警備が強化されたほか、原告への講演の依頼を控える  
主催者も存在し、今後の原告の講演業の継続に重大な支障が生じかねない事態  
となつた。また、本件各ツイートを閲読した者が、原告の著書が自國優越思想  
の妄想を植え付けるなどの内容であると誤認するおそれもある。このように、

原告は、本件各ツイートにより現実に迷惑を被っていることに加え、被告アカウントのフォロワー数が6万5000人を超える、ツイッターという性質上、本件ツイートが不特定多数の者に容易に拡散し得るということ、本件各ツイートによる原告の名誉毀損の内容・程度等に鑑みると、原告が被った精神的苦痛を金銭評価すれば500万円を下らない。

また、弁護士費用50万円は、被告の前記不法行為と相当因果関係のある損害である。

(被告の主張)

否認又は知らないし争う。

10 (4) 本件各ツイートの削除の可否（争点4）

(原告の主張)

本件各ツイートのいずれも、現在まで被告アカウント上に掲載されているところ、前記のとおり本件各ツイートは原告の名誉を毀損し又は名誉感情を侵害するものであるから、原告の人格権に基づき、本件各ツイートは削除されるべきである。

(被告の主張)

争う。

15 (5) 謝罪広告の要否（争点5）

(原告の主張)

本件各ツイートが既に不特定多数人に拡散されていること、本件がインターネット上の不法行為であり、本件各ツイートが削除されても原告の名誉を完全に回復するのは極めて困難であること等に鑑みれば、原告の名誉等を回復する手段として、別紙2謝罪広告目録記載の謝罪広告を別紙3記載の条件で掲載する必要がある。

20 (被告の主張)

争う。

### 第3 爭点に対する判断

#### 1 認定事実

前記前提事実に加えて、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

##### (1) 原告の立場

原告は、平成10年3月31日に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業後、平成19年4月1日から平成26年3月31日までは同大学法学部法学研究科において、平成27年4月1日からは皇學館大学現代日本社会学部において講師を務め、同学部の「日本国家論」や「現代人権論」などの講義を受け持つほか、「竹田研究会」という名称の講座を始め、多数の講演会を開催してきた（甲1, 2, 28）。

原告は、令和元年12月10日、大阪市教育委員会後援の「日本を楽しく学ぼう勉強会竹田恒泰特別講演会」と題する講演会に登壇した（甲28、弁論の全趣旨）。

##### (2) 原告の言動等

###### ア 原告の著書の概要

原告は、平成23年1月5日に「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」と題する著書（乙7）を出版したほか、平成25年7月19日に「面白いけど笑えない中国の話」と題する著書（甲11, 乙9）、平成25年10月2日に「日本人はいつ日本が好きになったのか」と題する著書（甲15, 乙17）、平成26年3月31日に「笑えるほどたちが悪い韓国の話」と題する著書（甲12, 乙10）、平成31年3月29日に「日本の民主主義はなぜ世界一長く続いているのか」と題する著書（乙8）を出版した。

###### イ 「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」等の概略

「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」（乙7）は、日本の文化・文明や価値観等が世界において高く評価されているとして、これらを個別に

紹介した上で、これらが日本の伝統に根ざすものであり、その中に皇室がある旨等を述べた上で、日本文化・文明の復興を主張するものである。

「日本人はいつ日本が好きになったのか」(乙17)は、戦後、GHQの支配や戦後教育により失われた日本人の愛国心の復興を主張し、对中国・对韓国に対する外交・防衛政策等を説いた上で、教育改革や憲法改正の必要性等を主張するものである。

「日本の民主主義はなぜ世界一長く続いているか」(乙8)は、概略、日本の民主主義の特徴につき、古代以来の君民一体の理念や「和の精神」に根ざすものであり、西洋型民主主義と比較して優れた面を有している旨等を主張するものである。

ウ 「面白いけど笑えない中国の話」の概要(甲11、乙9。以下「中国の話」という。頁数は乙9による。なお、後記エの著書と併せ、後の判断において引用する部分につき、①以下の番号を付する。)

(ア) 「はじめに」の中に、「私は中国に対しては辛口の発言を続けていますが、それは私が中国の良き理解者であることの裏返しと思ってください。」との記載がある(3頁)。

一方で、「はじめに」は、その副題を「羊頭狗肉国家・中国はおもしろい!」としており、前記の記載の直後に、養豚業者による死骸の河川への廃棄に関し、「中国では、ある悪事を廃しても別の悪事が蔓延る、いわば、どうしようもない国なのです。『中国人に付けるクスリはない』と言われる所以はここにあります。」(①)と述べる。

そして、前記①の記載に続けて、「この本には本当に椅子から転がり落ちるほどの、仰天する記事が満載です。」と述べ、「はじめに」の末尾においては、「中国というのはシュールで、奇怪で、不気味で——一言でまとめると『ひどい』国なのです。」と述べ、新聞記事に基づき、「皆さんを素敵なマジカル・チャイナ・ツアーレにご招待したい」と述べる。(4頁~1

1 頁)

(イ) 第 1 章の表題は、「中国社会、不幸せのレシピ」である。

その冒頭部分では、「野放しの欲望が帰結するもの」との副題を付し、欲望に対する自制心は伝統と文化の中に自然に育まれるとして、「未熟な文化しか持たない民族は、得てして自らの欲望を暴走させがちです。欲望を剥き出しにした民族は、民度の低い憐れむべき方々なのです。」と述べた上で、「そうです、私が言っているのは中華民族（特に漢民族）のことです」と述べ、「中国 400 年の歴史」を主張する中国人に対し、「『日本 1 万年』と言い返しましょう。」と述べる（②、18 頁）。

その後、大根を無料配布したところ、人々が殺到した事件や、海洋資源の乱獲に関する新聞記事等を紹介した上で、「日本人ならこの神経は到底理解できるものではありません。それどころか、同じ人間であることすら疑わしく思えます。」（③）、「自分たちの世代の乱獲が、次世代に資源の枯渇を招くという発想を、文化レベルの高い民族なら持つはずです。中国人には、そんな発想はありません。今、この魚を獲ればオレはいくら儲かるか——目の前のカネのことしか考えていないのです。」（④）と述べる（19 頁～22 頁）。

(ウ) 第 1 章の後半部分以降は、中国の内政・外交政策等のほか、中国との貿易・投資に関する記述が中心となるが、「中国という国が提供するのは、

見た目は輝いているものの、おおむね金メッキを施されたガラクタです。」

（⑤、72 頁）、「要するに中国って、カネだけなんですよね。カネのためなら何でもするし、どの国とでも組む。中国の“お友達”って人権侵害が常態化した国ばかりで、まあ、カネだけでそうした国と繋がっているわけです。」（⑥、116 頁）、「ザ・中国人という感じです。悪い方にばかり頭を働かせる。」（⑦、202 頁）等の記載が散見される。

(エ) 終章には、その冒頭部分に「中国人の『良さ』を知るからこそ、あえて

厳しい提言をなす」との副題があり、「私は決して単純な“嫌中”ではありません。」との記載に続き、自らが平均的な日本人に比して深く中国とかかわってきた旨や、中国や中国人に対し、是々非々を念頭に価値判断をしている旨の記載に続けて、「中国人の中にも、良い人はたくさんいます。私はそのことを、体験的に知っています。また、中国を旅する中で、中国という国の懐の深さを感じたり、また中国人の厚情に触れたりする機会も持りました（嫌な思いをしたことも山ほどあります）。私は、中国および中国人の“良さ”について、少なくとも平均的な日本人よりもずっと深く知悉しているつもりです。」との記載（204, 205頁）がある。

一方で、これに続く部分では「中国人のエーストス＝中華思想を理解しよう」との副題を付した上で、本書について、中国という国でのたらめさや横暴さに茶々を入れるスタイルを取ってきたが、最後に理論的な考察をする旨を述べる。その上で、原告は、国家やこれを構成する民族を理解するのに欠かせないファクターが「伝統」であり、どの民族の民族性も、歴史・伝統の拘束性から逃れることができないとして、中国人の場合、「中華思想」が民族のエーストスを貫く伝統であると述べる。その上で、原告は、これまでに接した中国人につき、「人にはそれぞれ個性があり、特定の民族に属するからといってその人間性を否定してしまうのは浅はかといえるでしょう。」と述べた後、これに続けて、中国人と接していると相対的に「鼻持ちならない」という感想を持つとして、その根本にあるのが中華思想である旨を述べる。（206, 207頁）

エ 「笑えるほどたちが悪い韓国の話」と題する著書（甲12, 乙10。以下「韓国の話」という。頁数は乙10による。）の概要

（ア） 「はじめに」は、「韓国は『どうでもいい国』」との副題を付した上で、新聞に連日現れる韓国の話は、嘘に塗りたくられた空疎な話ばかりであり、「笑えるほどたちが悪い話」に進化しているとした上で、国際社会における

る韓国の活動を挙げた上で、「傍若無人な隣人には、やはりどうしようもなく腹が立つ。そこで彼らの正体を論理的に暴きつつ、せめてそのアホらしさを笑い飛ばしてやろう——本書の基本コンセプトはこれに尽きます。」と述べる。(2～5頁)

(イ) 第1章の冒頭部分は、「朴李（パクリ）の常習犯」との副題を付した上で、韓国がパクリの常習犯であるとして、「韓国の民度の低さと同時に、韓国人のアホさ加減をも象徴する記事」を最初に紹介するとして、竹島へのロボットの造形物を設置する計画に関する記事を紹介している。

その後、韓国製品が日本製品の模倣である等の指摘や、文化・製品等に関する韓国起源説が虚偽であるとの指摘を繰り返しているが、前者（模倣）の列挙に当たっては、「朴った」との表現をあえて使用している。その上で、上記の模倣について、「彼ら、メイド・イン・ジャパンの品質には絶対にかなわないから、もうパクるしかないわけです。」(8, 20頁)などと述べる。

(ウ) 第2章の冒頭部分は、「デタラメ事件簿——近代と前近代の狭間で」との副題を付した上で、まず、中国人につき、「今の中国人というのは、近代のソフトもインストールされていなければ、伝統文化の精神も持たない——いってみれば精神的根なし草の状態にある人々です。現在の彼らにあるものといえば、極めて強い経済への関心（搢金主義）と、あとはせいぜい反日のイデオロギーぐらいのものです。」と述べる。次に、韓国人につき、「韓国人の精神にも、近代のソフトは中途半端にしかインストールされていません。その代わり、伝統文化の破壊を経験しなかった彼らには、前近代的価値観の拘束力というものが非常に強い。つまり、前近代の尻尾をぶら下げた中途半端な近代人というのが、今の韓国人の平均的なプロフィールといえるでしょう。」と述べた上で、日本人については、「日本人には近代のソフトが完璧にインストールされています。そしてそこに、伝統

文化のエッセンスが違和感なく溶け込んでいるのです。だからこそ、日本人は世界で最も秩序とマナーを重んじる民族なのです。」と述べる。(⑨, 61, 62頁)

これに続く韓国に関する記述は、「姦通罪」の存在を指摘する部分以外には、上記「前近代的価値観」との関連性を直接的に示すところではなく、試験問題の流出や、航空機事故に関するニュースキャスターの発言等について、「ほとんどモラルが崩壊していますね。彼の国の民度が知れる事件です。」「理性というものが働かない民族なのですよ。これも民度の問題でしょう。」(⑩) 等の記述を繰り返している(66~68頁)。

(エ) 第3章の表題は、「民族まるごとモンスター・クレイマー」というものであり(⑪, 99頁), 竹島に関する日本国内の世論調査結果に対する韓国政府の抗議について、「韓国の人たちは、ゆすり・たかりの材料があると、後先考えずに利用してしまいます。『ゆすらずにはいられない』といったところでしょうか。これはもう『ゆすり・たかり病』というしかないな。」などと述べ(⑫, 109頁), また、サッカー日韓戦における横断幕に関し、「韓国の民度が低いというのは、太陽は東から上り西に沈むとか、インド人はカレーを常食とするとかいうのと同じような、単なる事実でしかありません。」と述べている(⑬, 121頁)。

(オ) 「おわりに」の末尾部分(257頁以下)においては、冒頭で、「締めくくりに『民度』について考えたい」とした上で、「韓国の民度が低いことは言わずもがなですが、それは韓国人のせいではありません。民度の低さは文化レベルの低さであり、これは、その国や国民が持つ“本質的な性質”からくるものではなく、その国がたどってきた歴史に左右されるのです。」(⑭)と述べる。そして、上記の考え方を「社会構成主義」とし、これによれば一国の“本質的な性質”に優劣はなく、すべては歴史が決定するとして、人についても同様に、「誰でも白紙で生まれてくる」として、「生

まれつき劣等の、軽蔑すべき人など存在しない」とする。

その上で、原告は、人種差別につき、「人種差別という思想があります。これは、人をその生まれ持った条件だけで差別してしまう思想です。」と定義づけた上で、「肌の色が黒や黄色だから、あるいはある特定の地域に生まれたから——そんな理由で人を差別するのは、もっとも恥すべきことです。」とし、自らにつき、「韓国人を韓国人であるという理由だけで軽蔑し、あるいは差別したことは一度もありません。国を批判しても人を批判してはならない——このテーゼを最後に提出して、筆を置きたいと思います。」と述べる。

10 オ 原告のツイート

(ア) 原告は、平成23年1月29日、「日本国憲法は、世界の憲法のなかでは珍しく、国籍離脱の禁止を定めていない。つまり、日本人は勝手に日本人を辞めてよい。国旗国歌が嫌いなら、とっとと日本から出ていけ！」とツイートした（乙12の4）。

15 (イ) 原告は、平成26年2月4日、「韓国が慰安婦の像を作るなら、日本は、嘘をつく老婆の像でも作つたらどうだ？口をとがらせてまくしたて、片手には札束を握りしめて、ゆすりたかりをしている感じで。」というツイートをした（乙11の3）。

(ウ) 原告は、平成26年2月12日、「韓国が慰安婦の日を制定するらしい。いくら韓国が恨（はん）の文化だとはいえ、ありもしないことを恨んでどうする。そんなことでしか結局できない哀れな国。韓国などほおっておけばよいが、欧米、ASEANなどには、強制連行がなかったことを、しっかりと伝える必要がある。」「韓国との関係悪化を危ぶむ意見もあるが、悪化しても日本への影響はほとんどない。韓国の安全保障は日本が握っているため、どんなに関係が悪化しても、日韓開戦にいたることは、構造的にあり得ない。だから安心して関係を悪化させてよい。」「韓国は、ゆす

りたかりの名人で、暴力団よりたちが悪い国だ。そういう国とは、付き合わないのが一番。韓国は黙殺し、反論は国際社会に対してすればよい。」というツイートをした（甲24、乙11の1）。

(エ) 原告は、平成26年10月10日、「韓国では、日本のメディアが韓国大統領の噂を噂として記事にすると『大統領への名誉毀損』で起訴される。だが、李明博（り・あきひろ）前大統領が天皇陛下に謝罪要求し『土下座しろ』と発言した件は問題ないらしい。この際、日本の天皇に対する名誉毀損や侮辱について問題にしたらどうだ。」「そもそも韓国に、毀損されるような名誉があるのか？？」とツイートした（甲25、乙11の2）。

(オ) 原告は、平成27年12月17日、「夫婦別姓論者が『女性の人権』を口にする。だが平等とは機会が平等という意味である。夫婦の合意があれば妻の姓を名乗ることも自由であるから、夫婦同姓は女性の人権侵害に当たらない。社会の一員である前に家族の一員であり、不自由があるのはむしろ当然。夫婦同姓を合憲とする最高裁の判断は正しい。」「初めて夫の姓で呼ばれ、『私は結婚したのか』と思い、頬を赤らめる」こういうのが幸せな結婚というのだと思う。夫の姓を名乗りたくないと言っている人に限って不幸せに見えるのは気のせいだろうか。」とツイートした（乙12の2、3）。

(カ) 原告は、平成28年5月22日、「小金井ライブハウス殺人未遂事件で逮捕された人物は『自称・岩崎友宏容疑者』と報道されている。自称ということは本名でないということ。なぜ本名で報道しない？ここが日本のメディアのおかしいところ。臆する必要はない。本名で報道すべき。これは私の憶測だが、容疑者は日本国籍ではないと思われる。」とツイートした（乙12の1）。

(キ) 原告は、平成28年5月26日、「『キチガイ』という言葉は差別用語で、放送禁止になっている。ならば『頭の不自由な方』と呼べば良いだろう。

沖縄の『基地外』で活動している方々は、どう見ても『頭の不自由な方々』。」とツイートした（乙12の5）。

(ク) 原告は、平成29年11月7日、当時のアメリカ合衆国大統領が公式夕食会に旧日本軍の元従軍慰安婦の女性を招待したというインターネット上のニュース記事を引用して、「よくもまあそんなことをポンポンと思いつくものだ。慰安婦をバスに乗せたときもそうだった。韓国が世界に誇れる偉人は、テロリストと売春婦だけでということ。な何とさもしい国か。」とツイートした（乙12の6、14）。

(ケ) 原告は、令和元年7月12日、韓国が日韓両国の輸出統制体制の違反事例に関し国際機関の調査を提案したというインターネット上のニュース記事を引用して「事実かどうかはもはやどうでも良い。韓国は胡散臭い。韓国政府が何を言っても信用できない。だからホワイトから外す。理由は『胡散臭いから』。それ以上の理由は不要。」とツイートした（乙11の4）。

#### 力 原告の動画

(ア) 原告は、令和元年11月13日、本件ネット講演を配信したところ、その内容は、原告が、日本の自然の豊かさ、経済の強さ、日本国家の経済力・安定感を日本の魅力の柱であるとした上で、他国の自然環境、食文化、経済力と比較しつつ日本の魅力であるとする点を紹介したり、日本の歴史や価値観、天皇制等に対する原告の考察を述べたりするものであった。

原告は、本件ネット講演において、「日本国そのものが素晴らしい国だという、この日本国という国は、ほんとに一人一人の国民に自由を与え、そして国民に活力を与え、そして、いかなる手段をとってでも、しっかりと日本人を守ってきた。そういう、国民をしっかりと守り、はぐくみ、幸せに導いてきた、そういう国なんですよ。今の中国と比較したら、もちろん自由もない、人権もないというね、非常に悲惨な状態に中国の人たちは置かれているわけですけども。そこと比べればですね、国柄、全然違うと

思います。ですから、日本国家って素晴らしいんですね。」「中国なんかは、さっきも例にして申し訳ないんですけども、まず国家は国民のこと、を信用していません。国民が立ち上がったら、いつでも共産党一党独裁なんか吹っ飛ぶと思って、戦々恐々ですわ。でも国民も国民で、国家なんか信用してませんからね。そういうことと、まあ中国なんかと比べると、まあ中国は中国の強みがまた別にありますからね、ただ日本と比べると、気質がだいぶ違うんですよね。」「例えばアメリカでもヨーロッパでも、アニメって、所詮子どもを対象としたものだったんですね。ところが日本で作られるアニメって、子どもだけじゃなくて、大人も一緒に、あの、涙できるものとかね。できるわけですよ。子どもだましになんないんですよね。もう、それだけで世界の芸術になっちゃうわけですよ。」「ドイツとかイタリアの人たちは、結構怠けてばかりいたっていう風に言ってました。でも、分かる気がします。金のために働いてる人は、そりやあ、金出なかつたら手抜きするでしょう。でもほら、日本人って、金のために働い、いやもちろん、金はもらわないと生活できませんよ。でも、お前金のために働いてんのかって言われたら、なんか気分悪いですよね。いやいや、やり甲斐があるからね、仕事してんだって、やっぱ言いたいじゃないですか。」等の発言をした（乙19、20）。

(イ) ほかに、原告は、平成26年4月頃に、インターネット上に「笑えるほどたちの悪い韓国の話 竹田恒泰チャンネル特番」と題する動画を投稿し、同動画の中で「在日特権とか、絶対僕は駄目だと思うんですね。そういうことはありますけれども、混血が進んでいく、将来の日本人の先祖である、これは動かしがたい事実だということなんですね。だから、これを踏まえると、彼らをあまりね、あの、批判的にして、どんどん反日度合いを高めていくよりも、おかしい人は帰ってもらいたいですけども、真面目な人はちゃんと日本人として働いて、納税してもらう。そういう方がいいなど、

私は思っております。」、「日本に住んでる恩恵を彼らは受けているわけですよ。何かあつたらすぐ救急車で運ばれるし、いざなんか詰まつたら生活保護だって受けられるし、日本のインフラを全部使ってるわけですよね。それでいてね、反日反日っていうのは、お前らふざけんなよと、私は思う。だったら、帰れよと。日本が嫌いなら、とつとと出て行けど。私は思っておりますよ。」等と発言した（乙24、25）。

(ウ) また、原告は、令和元年9月3日、インターネット上に動画を投稿しており、同動画の中で「元従軍慰安婦のおばあちゃんが、竹田さんのチャンネルを見て、深く心に傷を負ったってわけですよ。謝罪する意図はありますかっていうから、ありませーん！て言いました。いや、なんで謝んなきゃいけないのよ。おかしいでしょう。強制連行もないんだから。」「そんな、慰安婦の、おばあちゃん？いま一瞬、クソババアって言いそうになつたけど、慰安婦のおばあさまが、そんな私の、ネットを駆使して、私のチャンネルにたどりつくとは到底思わないわけですよ。」等と発言した（乙26、27）。

### (3) 被告の立場、言動等

ア 被告は、平成11年から「歴史群像」と題する雑誌で戦史・紛争史の分析記事を連載するほか、時事問題に関する論考を新聞や雑誌等に寄稿してきた（甲3）。

イ 被告は、前記アの「歴史群像」の平成18年12月号に「ルワンダ内戦」と題する、ルワンダ内戦の内容や原因を考察した記事を執筆・公表し、その中で、ルワンダでの大量虐殺に至る経過には、ラジオの娯楽番組を通じて、聴取者に流布された、特定民族に対する差別と偏見、憎悪を煽る発言があつたことを指摘した（乙1）。

また、被告は、平成30年6月30日、「戦前回帰『大日本病』の再発」と題する著書を出版した（乙2）。同著書の中には、「日本や日本人を際限な



く称賛する行為が、そのまま『日本以外の国や国民を見下し、侮蔑する差別感情』にも容易に転化するという危険性を理解できるので、自国礼賛の言動には一定の抑制がかかるはずです。自国礼賛と他国蔑視は、思考形態としては表裏一体の関係にあります。」「自分は、どんな価値観の社会で暮らしたいのか。そして、自分の子供たちに、どんな社会を残したいのか。きちんと自分の頭でイメージし、目の前の現実との落差を埋める努力を一人一人の大人が怠るなら、この国はまた、美辞麗句で犠牲的精神を礼賛し、国民の奉仕と犠牲が際限なく政府から要求される社会へと回帰する可能性があります。」という記載がある。

ウ 被告は、令和元年8月19日、名古屋市長が国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」で展示されていた「平和の少女像」の撤去を求めたことに関する毎日新聞のインタビュー記事において、戦史・紛争史研究家として回答した（甲31の別紙3）。同記事の中には、被告の回答として、「政府は安全保障関連の輸出管理の際に手続きを優遇する対象国（ホワイト国）から、韓国を除外しました。国内では政府の行為を礼賛するような声が多く聞かれますが、これは相手国を一段低く見て自尊心を保つ『自國優越思想』につながる考え方で、非常に危険なものだと思います。」「安倍政権の韓国に対する強硬姿勢や、河村市長と松井市長、吉村知事らの高飛車な言動は、強くて頼りがいがあるように見えます。しかし、自國優越思想の高まりは、戦争に突入していった1930年代の日本でも見られた現象でした。同じ失敗を繰り返さないよう注意が必要です。」という記載がある。

エ 令和元年12月上旬時点の、ツイッターにおける被告アカウントのフォロワー数は6万5000人を超えていた（甲3の2）。

#### (4) 本件各ツイート前における原告と被告の投稿経過

原告は、平成30年11月7日、原告アカウントにおいて「勘違いをしている人がいるようなので、説明します。戦前、外地には職業の一つとしての『売

春婦』はいましたが、日本軍が強制的に連行して奴隸にしたという、いわゆる『慰安婦』はいませんでした。当然、従軍させたという『従軍慰安婦』もいません。これらは完全な嘘です。」とツイートした。被告は、同月9日、同ツイートを引用する形で、「竹田恒泰さんは勘違いではなく、意図的な『すり替え』をしてウソについておられますね。『売春婦』募集に応募してきた女性をベッドに縛り付けて強制的に何人もの日本兵の性欲発散の道具とする『事実上の性奴隸』にした事例を、シンガポール戦に従軍した日本兵が書いています。」とツイートし、さらに、「慰安所の設立と運営に日本軍が関与した事実は、中曾根康弘元首相や元産経新聞社長の鹿内信隆氏らも実体験に基づいて書いています。軍が絶対的な発言力を持つ環境下で、機械のように次から次へと性交を強要させられる女性は、形式をどう取り繕おうが売春婦とは異質な『事実上の性奴隸』です。」「特定の国を『敵』と決めつけ、その国の国民感情や弱い立場の人の心を傷つける粗暴な言説を吹聴して、嗜虐的な痛快さを味わう低劣な人間は、日本にも他の国にも一定数いますが、それなりに由緒ある血筋の者だと自称する人間が、そんな低劣な痛快さを麻薬のように嗜好する姿はとても醜悪です。」とツイートした（乙28の別紙2ないし5）。

#### (5) 本件各ツイートの投稿経過（甲4）

ア 本件ツイート1は、令和元年11月8日前5時44分頃、「うちなーあるあるネトウヨかるた@trueokinawa2017」というアカウントの、原告が本件講演会を実施することにつき「大丈夫なの！？」というツイートを引用する形で投稿された。本件ツイート1は、令和元年12月5日時点で、2338件のリツイートがされている。

イ 本件ツイート2は、原告の「韓国は、ゆすりたかりの名人で、暴力団よりもちが悪い国だ。そういう国とは、付き合わないのが一番。韓国は黙殺し、反論は国際社会に対してすればよい。」というツイート（前記(2)オ(ウ)参照。以下「引用ツイート」という。）のスクリーンショット画像を引用し、本件

ツイート1に連続する形で投稿された。

ウ 本件ツイート3は、「逢坂@20191001start」というアカウントの、「大阪でも12月に大阪市教育委員会の後援で竹田氏の特別講演会があるようです。6月に既に一度開催されています。」というツイートを引用し、本件ツイート1及び2に連続する形で投稿された。

エ 本件ツイート4は、令和元年11月8日午後9時37分頃、「am i @道さんとAmi」というアカウントの、「竹田さんがどんな主張していると、竹田さんの自由。竹田さんの講演会を開催することも、自由。日本は言論の自由が保障された国です。むしろ、それを止めろと言う方が、理不尽な『言論弾圧』なんですよ。当たり前すぎるますけど、そのぐらいわかりますよね？」というツイート（以下「別アカウント投稿」という。）に返信する形で投稿された。

オ 被告は、別アカウント投稿のスクリーンショット画像を引用し、本件ツイート4に連続する形で、「(続き) 第二に、言論弾圧とは『権力側の人間が権力を私的に行使して、権力を持たない側の市民の言論を弾圧する行動』を指す言葉です。これも理解していない小学生のような大人が多い。反道徳的な言動を繰り返す人間が批判されて、公的な場所での発言機会を失うのは本人の自己責任で、弾圧とは無関係。」というツイート（以下「別ツイート」という。）をした。本件ツイート5は、引用ツイートのスクリーンショット画像及び朝日町教育委員会の中高連携事業に関する説明文が記載されている画像を引用し、本件ツイート4及び別ツイートに連続する形で投稿された。

#### (6) 本件各ツイート後における原告と被告の投稿経過

原告は、被告アカウントに対し、令和元年11月13日、自身が被告により「差別主義者」、「人権侵害常習犯」、「自國優越思想」とされた根拠を示すよう促す趣旨のツイートをしたところ、被告は、同ツイートに返信する形で、「私が貴方について書いたのは『教育現場に出してはいけない人権侵害常習犯の差

別主義者』という言葉で、その根拠として4つのツイートを挙げました。今回の講演は、民間主催ではなく中高生向けに行われる教育委員会主催の公的行事なので、講師としての適格性を問題にしました。」とツイートした上で、「例えば「人々の差別意識や憎悪を煽る大量の動画が規約違反だとして、『明治天皇の玄孫（やしゃご）』という血筋を売り物にするタレントの竹田恒泰氏の公式チャンネルが削除されたY o u T u b e」という昨年起きた出来事はどうですか？」というツイートや、「それから『自國優越思想とは何か』という話ですが、例えば日本人が諸外国と自国の関係を相対的に認識できず、『日本が他国よりも優れている』とか『日本は世界でいちばん人気がある』と思い込む夜郎自大な思想のことです。戦前戦中の大日本帝国も、この思考の陥穀に落ちて国を滅ぼしました。」というツイートをした（甲10, 13, 17, 18）。

## 2 爭点1（本件各投稿による名誉毀損又は名誉感情侵害の有無）

### （1）判断枠組み

名譽を毀損するとは、人の社会的評価を低下させることをいうところ、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事について的一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものと解される（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

また、名譽毀損の成否が問題となっている表現が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記事項についての事実を摘示するものであり、そのような証拠等による証明になじまない物事の価値、善惡、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成15年（受）第1793号、同第1794号平成16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。

そして、そのいずれであるかは、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものと解される（最高裁平成6年（オ）第1084号同10年1月30日第二小法廷判決・裁判集民事187号1頁参照）。

以下、このような観点から、本件各ツイートにおける各表現が、原告の名譽を毀損するか否かにつき、個別に検討する。

## (2) 本件ツイート1

ア(ア) 前記認定事実(5)アのとおり、本件ツイート1は、第三者のアカウントによる、原告が本件講演会を実施することについて「大丈夫なの！？」というツイートを引用する形でなされたものであるところ、本件ツイート1は、原告の普段の言動が原告のツイッターを見ればすぐに確認できるにもかかわらず、原告を招いて富山県朝日町の中高生に「自国優越思想の妄想を植え付ける講演」をさせる朝日町教育委員会には、教育に携わる資格はないと指摘するものである。

そして、前記認定事実(1)及び(2)のとおり、原告は多数の講演会を実施してきたほか、中国や韓国といった特定の国への批判やそれら他国と比較する形で日本の価値観や評価を周知・考察する言動をしてきたこと、他方、前記認定事実(3)アないしウのとおり、被告自身も時事問題に関する論考を執筆・公表し、自身の著書等の中で、日本や日本人を際限なく称賛する行為が他国蔑視に転化し得ることに問題意識を示していたこと、加えて、前記認定事実(4)のとおり、本件各ツイート以前において、原告がいわゆる従軍慰安婦問題についてした問題提起に対し、被告が批判を表明したことがあつたこと等からすると、このような両者間の見解の相違とそれを巡っての直接の議論が交わされる機会があつたことにつき、一般に容易に情報収集することができ、一定の周知性を有していたことが推認される。そして、前記の本件ツイート1の内容・体裁や本件ツイート1が投稿された経緯に加え、このような原告と被告との関係も考慮して、一般の読者の普通の注

意と読み方を基準にすると、本件ツイート1の記載は、原告の過去の言動を前提に、原告の思想が「自国優越思想」という根拠のない妄想であり、教育に不適切な考え方であるとの批判的な意見又は論評を述べた上で、本件講演会は、上記の不適切な考え方を受講者に植え付けるものであり、これを実施させる朝日町教育委員会には教育に携わる資格はないという批判的意見ないし論評を表明したものであると認められる。

(イ) これに対し、原告は、本件ツイート1が、原告が自国優越思想の妄想を植え付ける講演を行う人物で、原告の言動が自国優越思想の妄想を植え付ける内容であるとの事実を摘示するものであると主張する。

しかしながら、本件ツイート1は、その文言自体に照らして、原告の過去の発言等を前提として（「竹田恒泰という人物が普段どんなことを書いているか、ツイートを見ればすぐ確認できる」）、原告の思想に関する被告の評価として「自国優越思想の妄想」との表現を用いたものと認められる。このような、原告の思想に対する被告の評価は、その存否や内容について証拠により認定・判断することができない性質の事柄であるから、本件ツイート1が原告の行う講演会や言動の内容についての事実の摘示を含むものと解することはできず、原告の前記主張は採用できない。

イ 本件ツイート1のうち原告について述べる部分は、原告の思想を「自国優越思想」と位置付けた上で、これを「妄想」として表現するものであるところ、このような構造に照らせば、「自国優越思想」を、日本が他国に比して優れているとして自国を礼賛する思想として位置付けた上で、そのような考え方自体に合理的な根拠がなく、現実から遊離したものであるとの評価を加えたものと解するのが相当である。これを前提とすると、上記の部分は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準にすれば、原告は講演会での登壇者としての適性に問題があるという印象を与えるものであるといえるから、原告の社会的評価を低下させるものであると認められる。

(3) 本件ツイート2ないし5

ア(ア) 本件ツイート2は、原告のツイートを4つ程度紹介するだけでも、原告が教育現場に出してはいけない人権侵害常習犯の差別主義者であるとすぐに分かるものであり、富山県朝日町の教育委員会が何も知らずに東京から原告を招くわけがないのであるから、同教育委員会にも差別主義者がいる可能性が高いと指摘するものである。

本件ツイート3は、令和元年6月に開催された原告の講演会が大阪市教育委員会の後援であったことが、原告の日頃の発言内容を問題であると思わない、民族差別や国籍差別、男女差別に鈍感又は無感覚な人間が大阪市教育委員会の内部にいることを意味すると指摘するものである。

本件ツイート4のうち、「保障されている言論の自由には『人権侵害のヘイト言論』は含まれません」という部分は、憲法で保障される言論の自由には、人権侵害を内容とするものは保障の対象に含まれないということ、「言論の自由を『何を言ったり書いたりしても自由』だと勘違いする小学生のような大人が多い」という部分は、憲法で保障される言論の自由が、どんな内容であっても保障の対象にあると勘違いする未熟な大人が多いということを指摘するものであり、本件ツイート5は、本来であれば、子供に「差別や偏見、いじめはいけません。」と教える責任を負う教育委員会が、特定国やその出身者に対する差別やいじめの常習者である原告を、税金で謝礼を支払う行事に登壇させることが問題であり、このことが差別やいじめを是認することになると指摘するものである。

(イ) 前記認定事実(5)ないしオのとおり、本件ツイート2及び3は、本件ツイート1に連続して投稿され、また、本件ツイート4は、本件ツイート1の約1.6時間後に、別アカウント投稿（原告がいかなる内容の主張することも、原告を登壇させる講演会を開催することも自由である旨指摘するツイート）に対する返信としてなされ、本件ツイート5は、本件ツイート

4に連続して投稿されたものである。

そして、これらの一連のツイートは、原告について、その冒頭（本件ツイート2）において、原告の発言等（過去に書いたツイート）を前提として、「人権侵害常習犯の差別主義者」と表現し、本件ツイート5においても、「特定国やその出身者に対する差別やいじめの常習犯」として、基本的に同旨の内容を表現している。さらに、これらのツイートは、教育委員会による原告の講演の主催又は後援につき反対意見を表明する（本件ツイート2、3及び5）中で、教育委員会につき「民族差別や国籍差別、男女差別に鈍感」である旨表現し、原告を擁護する第三者のツイートについても、「差別的なヘイト言論」には表現の自由がない旨を述べているところ、これらの表現も、原告の発言等が、差別又は差別的な言論であることを前提とするものと認められる。

このような本件ツイート2ないし5の体裁及び内容からすれば、本件ツイート2ないし5の各記載は、いずれも本件ツイート1に引き続いて、原告が教育委員会主催の講演会の講演者として不適格であるという批判的意見ないし論評を表明するために、原告の過去の言動を前提として、原告の思想が差別主義的であり、これに基づく発言等が常習的な人権侵害に該当するとの批判的意見ないし論評を表明したものであると認められる。

(ウ) これに対し、原告は、本件ツイート2が、原告が教育現場に出してはいけない人権侵害常習犯の差別主義者であるとの事実を摘示するもの、本件ツイート3が、原告が差別的な発言を繰り返し行っているとの事実を摘示するもの、本件ツイート4が、原告が人権侵害のヘイト言論を行い、言論の自由を「何を言ったり書いたらしくても自由」だと勘違いする小学生のような大人に該当する事実を摘示するもの、本件ツイート5が、原告が差別や偏見、いじめを助長する人物で、特定の国やその出身者に対する差別やいじめの常習者であるとの事実を摘示するものであるなどと主張する。

しかしながら、前記(イ)で述べたとおり、これらのツイートは、原告の過去の発言を前提として、原告の思想及び発言に関する被告の評価として「差別主義」、「人権侵害」等の表現を用いたものと認められる。原告の思想及び発言内容が差別的であるか否かや、人権侵害に該当するか否かについての被告の評価は、その内容について証拠により認定・判断することができない性質の事柄であるから、本件ツイート2ないし5のいずれも、原告の発言内容や人格に関する事実の摘示を含むものと解することはできず、原告の前記主張は採用できない。

(エ) また、原告は、本件ツイート5のうち「差別や偏見、いじめはいけません」という部分も原告を指すものであると主張する。しかしながら、当該部分の直後に「と子どもに教える責任を負う教育委員会という公的機関」という記載があることからすれば、当該部分は教育委員会を指すものであると認められ、原告を含むものではないと解するのが相当であるから、原告の前記主張は採用できない。

イ 本件ツイート2ないし5のうち原告について述べる部分は、前記のとおり、原告の思想内容が差別に該当し、これに基づく発言等が常習的な人権侵害に該当するとの意見又は論評であるところ、「人権侵害常習犯」や「差別主義者」(本件ツイート2), 「差別」(同3), 「人権侵害のヘイト言論」や「小学生のような大人」(同4), 「差別やいじめの常習者」(同5)という文言は、一般に悪印象を与えるものであることからすれば、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準にすれば、原告が人権侵害に該当する言動を頻繁に行う、差別的な思想を有する人物であって、その人格に問題があるという印象を与えるものであるといえるから、原告の社会的評価を低下させるものであると認められる。

### 3 爭点2 (本件各ツイートに関する違法性阻却事由の有無)

(1) 前記2のとおり、本件各ツイートは、いずれも何らかの事実を摘示するもの

ではなく、意見ないし論評の表明による名誉毀損に当たるところ、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性を欠くといふべきである（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。

10 (2) 公共性及び公益目的

ア 本件各ツイートは、いずれも、教育委員会主催の中高生向けの講演会である本件講演会に原告が登壇するという情報を受け、原告が学校教育に関わる講演における講演者として不適格であるという批判的意見ないし論評を表明した一連の投稿であるところ、本件講演会のような教育委員会主催の講演会の登壇者の適格性は、一般に社会的関心事の高い事項であるから、公共の利害に関する事実に係るものと認められる。

イ(ア) 前記認定事実(3)アないしウのとおり、被告は、戦史・紛争史研究家として、時事問題に関する論考を執筆・公表したり、自身の著書等の中で、日本や日本人を際限なく称賛する行為が他国蔑視に転化し得ることに問題意識を示したりしていたところ、かかる被告の言論活動や本件各ツイートが投稿された経緯に照らせば、本件各ツイートは、被告が、本件講演会の開催について、教育委員会が学校教育を通じて人権侵害や人種差別の解消を目指して啓蒙すべき立場にあるにもかかわらず、原告が特定国やその出身者等に対する人権侵害や差別を思想内容とし、当該思想の表明を内容とする発言を常習的に行う者であることを知りながら、あえて原告による中高生向けの講演を主催して、当該思想を伝播させる機会となることを懸念

し、本件講演会の開催に反対する趣旨で投稿したものであると認められるから、その主たる目的が公益を図ることにあったと認めるのが相当である。

(イ) これに対し、原告は、本件各ツイートには原告を誹謗・中傷・揶揄する文言が含まれていること、本件講演会の是非自体を論じるものではないこと等からすれば、その主たる目的は公益目的を図ることではなかったなどと主張する。しかしながら、前記認定事実(5)のとおり、本件ツイート1が本件講演会に原告を登壇させることに関する意見を述べた第三者のツイートを引用する形でなされ、これに本件ツイート2及び本件ツイート3が連続して投稿され、また、本件ツイート4が別アカウント投稿（原告がいかなる内容の主張をすることも、原告を登壇させる講演会を開催することも言論の自由として憲法上保障されて当然である旨指摘するツイート）に対する返信としてなされ、これに本件ツイート5が連続して投稿されたものであるところ、このような本件各ツイートの体裁及び内容からすれば、その主要な点は、過去の原告の言動を踏まえ、地方公共団体単位で学校教育を司る教育委員会が、思想内容からして学校教育上不適切な原告を登壇させる講演会を主催しようとすることへの批判に向けられたものと認められる。したがって、本件各ツイートの中に「自国優越思想の妄想を植え付ける」（本件ツイート1）、「教育現場に出してはいけない人権侵害常習犯の差別主義者」（同2）、「人権侵害のヘイト言論」（同4）といった、攻撃的で断定的な表現をもって原告の思想内容を批判する表現が含まれ、かつ複数のツイートにわたって上記表現が用いられていることを考慮しても、なお原告に対する個人的感情からその活動を妨害する目的にあったとみるには及ばず、その主たる目的が公益目的にあったとの上記認定を覆すには足りないから、原告の前記主張は採用できない。

### 25 (3) 前提事実の真実性

ア(ア) 前記2(2)のとおり、本件ツイート1は、原告の過去の言動を前提として、

原告の思想が「自國優越思想」という根拠のない妄想であり、教育に不適切な考え方である旨指摘する意見又は論評である。

また、前記2(3)のとおり、本件ツイート2ないし5は、原告の過去の言動を前提として、原告の思想が差別主義的であり、これに基づく発言等が常習的な人権侵害に該当する旨を指摘する意見又は論評である。

(イ) この点、本件ツイート1は、前記のとおり、意見の前提として、「竹田恒泰という人物が普段どんなことを書いているか、ツイッターを見ればすぐに確認できる。」と指摘した上で、上記の論評をしている。また、本件ツイート2ないし5についても、本件ツイート2の冒頭において、意見の前提として、「竹田恒泰という人物が過去に書いたツイートを4つほど紹介するだけでも」と指摘した上で、上記の論評をしている。

一方で、原告は、前記認定事実(2)で挙げたものを含め、多数の著書を上梓するとともに(甲1の1参照)、インターネットメディアにおける発言、講演会の開催等のほか、テレビへの出演等(公知の事実である。)を通じて、その著述や発言の内容が広く知られているものと認められる。このような原告の著名性を前提とすると、一般の読者は、原告の過去のツイートに関する前記の指摘を、過去の原告の言動全般に対する例示として受け止めるものと認められる。

以上によれば、前記(イ)の論評については、原告の過去の特定のツイートに限らず、著書等を含むその言動の全般が前提事実となり得るものと解するのが相当である。

(ウ) 以上の判示に対し、原告は、本件各ツイートに係る根拠の開示要求に対する被告の回答等を根拠として、本件各ツイートについて、原告の著書及び配信された動画等の全体が前提事実となるものではない旨を主張する。

しかしながら、前記(イ)で述べたとおり、本件各ツイートにおける原告の過去のツイートに関する記載は、原告の言動全体に対する例示として理解

可能であることや、一般の読者にとっても、原告の言動全体が広く知られていることを前提とすると、原告の前記主張は採用できない。

(エ) また、原告は、本件各ツイート後の原告の言動は、本件各ツイートに係る前提事実に含まれない旨を主張するが、意見ないし論評の前提事実の真実性は、事実審の口頭弁論終結時において客観的に判断すべきであり、その際に名誉毀損行為の時点では存在しなかった証拠を考慮することも当然に許されるのである（最高裁平成8年（オ）第576号同14年1月29日第三小法廷判決・裁判集民事205号233頁参照）。被告が本件ツイート1を投稿した時点で実際に当該前提事実を認識していたかは、真実相当性について検討が求められる事項であり、本件ツイート1の前提事実の真実性を左右するものとはいえない。

イ 以上を前提として、被告の主張する本件ツイート1に係る前提事実について検討する。

(ア) 前記認定事実(2)イによれば、原告は、「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」等の書籍において、日本の文化や政治体制について外国からの評価の観点も含めて肯定的に捉えて称賛し、日本国民の愛国心を強調する趣旨の記述をした事実が認められる。

(イ) 他方で、前記認定事実(2)ウによれば、原告は、「中国の話」において、中国について、その政治体制等を批判するにとどまらず、中国人又は中華民族（漢民族）について、未熟な文化しか持たず、欲望をむき出しにした、民度の低い憐れむべき民族である旨を述べ、「同じ人間であることすら疑わしく思えます。」とまで述べている（前記①ないし④の各記述）。

また、前記認定事実(2)エによれば、「韓国の話」においては、中国人につき、近代のソフトも伝統文化も存在しない「精神的根なし草の状態にある人々」と評し、韓国人につき近代のソフトは中途半端にしかなく、前近代的価値観の拘束力が強い「中途半端な近代人」と評した上で、これらと

対比した上で、日本では近代のソフトと伝統文化のエッセンスが調和しており、日本人は「世界で最も秩序とマナーを重んじる民族」であるとして称賛している（⑨）。

さらに、原告は、韓国人につき、「理性が働かない民族」、「民族まるごとモンスター・クレイマー」、「韓国の人たちは、ゆすり・たかりの材料があると、後先考えずに利用してしまいます。」などと記述した上で、これらの記載に関連して、繰り返し、韓国人につき「民度が低い」旨の記載を繰り返している（⑩ないし⑪）。

(イ) さらに、原告は、そのツイートにおいても韓国について、「ゆすりたか  
りの名人」であるとか、ある殺人未遂事件で容疑者が実名報道されなかつ  
たことを受け、その者が日本国籍を有しないものと推察する旨を発言し  
ており（前記認定事実(2)オ），さらに、本件ネット講演においても、外國  
ないし外国人に対する否定的な評価を加えつつ、日本国ないし日本人に対  
する肯定的な評価を述べている（前記認定事実(2)カ(ア)）。

(エ) そして、以上の事実に関し、原告が著書や動画等を出版・配信したこと  
は当事者間に争いがなく、その内容が上記摘示したとおりであることは前  
記1(2)で認定したところであるから、これらの前提事実は、その重要な部  
分について真実であると認められる。

(オ) 以上の判示に関し、原告は、その陳述書において、「日本はなぜ世界で  
いちばん人気があるのか」等の各著書からは自国優越思想（他国をいわれ  
なく低く見て、それと比して自国が優れた国であると考える思想）を読み  
取れず、「中国の話」及び「韓国の話」はいずれも理由を示して政治批判  
をしたものであり、中国人や韓国人一般をその一事をもって単純に蔑視す  
るものではないなどと供述し（甲14、19、32），本件ネット講演は  
日本の若年層の愛国心の低下を危惧し、愛国心の向上を目的として行った  
ものであるなどと陳述し（甲22），これらの著書や講演が本件ツイート

1の前提事実であることを否認する。

しかしながら、原告がその陳述書(甲22)で自認するとおり、原告は、日本人の愛国心の向上を目的として本件ネット講演を配信する等の活動を行っており、このことに、乙7、8、17の各著書の題名（「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」、「日本の民主主義はなぜ世界一長く続いているのか」、「日本人はいつから日本が好きになったのか」）を併せ鑑みれば、これらの著書は、日本国ないし日本人に関する紹介や考察をし、読者に日本国ないし日本人に対する肯定的評価を感得させるものであると認められる。

一方で、前記イ)で述べた「中国の話」及び「韓国の話」の内容は、国<sup>10</sup>の政治体制又はその指導者等に対する批判にとどまらず、中国人及び韓国人全体を対象として、その国籍又は民族に伴う属性を指摘し、その「民度」の低さを主張したものというほかない。また、これらの著書において、原告は、前記認定事実(2)ウ及びエのとおり、中国人について「中国人に付けるクスリはない」(①)、「民度の低い憐れむべき方々」(②)、「同じ人間であることすら疑わしく思えます」(③)、「悪い方にばかり頭を働かせる」(⑦)、韓国人について「パクるしかない」(⑧)、「前近代の尻尾をぶら下げた中途半端な近代人」(⑨)、「理性というものが働かない民族」(⑩)、「民族まるごとモンスター・クレイマー」(⑪)、「ゆすり・たかり病」(⑫)等、あえて不穏当で侮蔑的ともとれる表現を多数用いている。さらに、これらの書籍の表題が「笑えない」、「笑える」との文言を含み、その序言部分に、今後紹介するエピソードにつき「椅子から転がり落ちる。」「アホらしさを笑い飛ばしてやろう」等の記載があること等を併せ考えると、これらの書籍からは、自国を優越的に捉えた上で、他国民・他民族を劣位に置き、「笑い」の対象とする意識が看取されるものというほかない。原告の前記の陳述等は採用できない。

(カ) なお、「中国の話」及び「韓国の話」においては、中国人及び韓国人との関係で、自らの差別意識の存在を否定する記載が存在する（前記認定事実(2)ウ(ア), (エ), エ(オ)参照）。

しかしながら、「韓国の話」の末尾部分における原告の主張（前記認定事実(2)エ(オ)）は、要するに、韓国の「民度」が低いことを「言わずもがな」と明言した上で、これが韓国の歴史に起因するものである旨を主張し、一方で、「人」については、「誰でも白紙で生まれてきます。」などとして、国家や民族の歴史から切り離された個人の存在を仮定し、さらに、人種差別の定義についても、「その生まれ持った条件」（肌の色や出生地）に基づく差別として、歴史や文化を捨象した限定的な解釈を主張している。このような原告の主張は、韓国の歴史や文化を自らのアイデンティティとして考える人々の立場から見れば、むしろ、歴史を理由として自らの文化や「民度」を劣等視することを正当化するものともいい得るものであって、まさに「差別主義的」との評価を受ける余地があるものというほかない。

ウ 続いて、本件ツイート2ないし5に係る前提事実につき検討する。

(ア) 前記イ(イ)で述べた「中国の話」及び「韓国の話」は、その内容等に照らして、本件ツイート2ないし5に係る前提事実としても考慮されるべきである。

(イ) また、前記認定事実(2)オ及びカのとおり、原告は、原告アカウント及び動画において、国歌及び国旗に反対する日本人につき、「とっとと日本から出ていけ」と述べ、沖縄の米軍基地への反対活動をする人々につき、「頭が不自由」、「基地外」などと述べ（前記認定事実(2)オ(ア), (キ)）ているほか、いわゆる元従軍慰安婦等についても、「嘘をつく老婆」、「ゆすりたかり」、「売春婦」、「クソババア」などとして侮蔑的な表現を用いている（前記認定事実(2)オ(イ), (ク), カ(ウ)）。さらに、いわゆる在日外国人については、報道で「自称」とされた容疑者につき、外国人による犯罪の存在を推測し、

また、「反日」と自らが考える在日韓国人・朝鮮人については、「日本が嫌いなら、とっとと出ていけ」などと排除を求める主張をしている（前記認定事実(2)オ(カ), カ(イ)）。

(ウ) これに対し、原告は、原告が被告に対し、特定の国やその出身者に対する差別やいじめの常習者であることの根拠を示すよう求めたところ、被告は、単に動画投稿サイトにおける原告のチャンネルが削除されたとのニュースサイト上の記事を挙げるのみであったこと（甲18）、被告が原告に対し、原告が人権侵害のヘイト言論を行う人物であることの根拠を示すよう求めたところ、被告は、乙11の1ないし4の1のツイートを挙げるのみであったこと（甲13の1, 3, 17）からすれば、本件各ツイートの根拠はこれらの記事ないしツイートのみであり、これらを除く原告の著書やツイートは本件ツイート2ないし5の前提事実ではないと主張する。しかしながら、前記アのとおり、被告が本件ツイート2ないし5を投稿した時点で実際に当該前提事実を認識していたかは、真実相当性について検討が求められる事項であり、本件ツイート2ないし5の前提事実の真実性を左右するものではないから、原告の前記主張は採用できない。

(エ) これに対し、原告は、その陳述書において、被告が指摘する原告のツイートは報道に反応してなされたものであり、具体的な政治に対する批判にすぎないと陳述し（甲14, 21, 28）、被告が指摘するインターネット上の番組は、元従軍慰安婦一般のことを指すわけではなく、元従軍慰安婦ではないのにそのように述べる特定の人物を指すにすぎないと陳述し（甲27）、これらのツイートが本件ツイート2ないし5の前提事実であることを否認する。

しかしながら、前記認定事実(2)オのとおり、原告のツイートには、韓国の元従軍慰安婦の像に関連して自らを元従軍慰安婦と主張する人々につき「ゆすりたがり」((イ))、「韓国は、ゆすりたがりの名人で、暴力団より

たちが悪い国」((ウ))，「そもそも韓国に，毀損されるような名誉があるのか」((エ))，「韓国が世界に誇れる偉人は，テロリストと売春婦だけ」((ク))等，韓国につきあえて攻撃的で侮蔑的ともとれる表現を多数，少なくない頻度で用いており，その一部（ゆすりたかり）は，「韓国の話」における韓国人全体に関する記述とも同旨である（⑫）。このような記載に鑑みれば，単に韓国の国家体制や政治に関する報道を受け，これらを批判するのみに止まらず，読者に対し，韓国や韓国人を劣位に置く意識を与えるものと認めるのが相当である。

また，在日外国人に関するツイート及び動画（乙24，25）は，具体的な根拠を示すことなく，報道における「自称」との表示のみから犯罪に係る容疑者を在日外国人と推定し，在日外国人が実名報道を免れる特権を得ている旨を示唆するものや，「反日的」な在日韓国人・朝鮮人の排除を主張するものであり，後者の動画全体の論調（帰化の促進や長期的な混血による同化等）を考慮しても，在日韓国人・朝鮮人の立場から見れば，日本社会への同化を迫るとともに，これに応じない「反日」的な人々の排除を主張するものであり，自らに対する偏見や差別を助長するものというほかない。原告の前記陳述等は採用できない。

#### (4) 本件各ツイートが意見なし論評の域を逸脱するか否か

ア 前記2(2)のとおり，本件ツイート1は，原告の思想が「自国優越思想」という根拠のない妄想であり，教育に不適切な考え方であるとの批判的な意見又は論評と解される。

この点，前記(3)で述べたとおり，原告は，「日本はなぜ世界で一番人気があるのか」等の著書において，日本の文化や政治体制につき，外国における評価の観点も含めて肯定的に捉えて称賛し，日本国民の愛国心を強調する一方で，「中国の話」及び「韓国の話」においては，中国人及び韓国人について，その文化的成熟度や「民度」が低い旨等を繰り返し主張しているもので

あり、このような原告の思想を「自国優越思想」と表現することは、論評の域を逸脱するものとはいえない。

また、他民族に対する差別や憎悪・偏見に反対する被告の立場（前記認定事実(3)参照）に照らせば、原告の上記の主張は、これを無批判に受容した場合には、自国の肯定的な側面のみを強調する一方で、他国民・他民族の否定的な側面を強調し、これを劣等視する思想につながりかねないものというほかなく、教育委員会における原告の講演予定に関して、「根拠のない妄想」として、教育に不適切な考え方である旨を主張することも、論評の域を逸脱するものとはいえない。

イ また、前記2(3)で述べたとおり、本件ツイート2ないし5は、原告の思想が差別主義的であり、これに基づく発言等が常習的な人権侵害に該当するとの意見又は論評と解される。

(ア) この点、前記(3)のとおり、「中国の話」及び「韓国の話」における原告の記述は、中国人及び韓国人全体を対象として、その国籍又は民族に伴う属性を指摘し、その「民度」の低さを主張したものであり、また、あえて不穏当・侮蔑的な表現を多数用いて、他国民・他民族を低位に置き、「笑い」の対象としたものというほかない。また、自らの差別意識の存在を否定する一部記載も、自らの歴史的なアイデンティティを自覚する他国民・他民族の立場からは、むしろ差別を正当化する主張として評価する余地があるものである。

(イ) また、原告アカウントにおけるツイートや動画は、元従軍慰安婦に関し、攻撃的又は侮蔑的な表現を繰り返し用いて、読者に対し、韓国人を低位に置く意識を与えるものであり、また、在日韓国人・朝鮮人の立場から見れば、全体として、日本社会への同化を迫るとともに、これに応じない「反日」的な人々の排除を主張するものであり、自らに対する偏見や差別を助長するものというほかない。

(ウ) 以上の前提事実を考慮すると、原告の思想を「差別主義的」とする被告の論評は、前記(ア)で述べたところに照らして、相応の根拠を有するものであり、また、前記(イ)のとおり、原告が、元従軍慰安婦につき攻撃的・侮蔑的な発言を繰り返し、在日韓国人・朝鮮人につき、犯罪との関連を示唆したり、その排除に関する発言を繰り返していることに照らせば、これらの発言を人権侵害の観点から捉えることについても相応の根拠を有するものである。

一方で、「人権侵害常習犯の差別主義者」等の表現は、前記(ア)及び(イ)で述べたところを考慮しても、穩当さを欠き、誇張した表現ではあるものの、被告が、自国礼賛や他国蔑視の思考が戦争回帰の事態を招くおそれがあるとの思想（前記1(3)アないしウ）から、被告が感得した原告の思想を批判的に表そうとしたものとして理解することができ、いたずらに原告を揶揄し、侮蔑するような表現にわたっているとまではいえず、意見ないし論評の域を逸脱するものであるとまでは認められない。

ウ これに対し、原告は、本件各ツイートが、原告への人格攻撃に及ぶものであり、公正な論評の域を逸脱するものであり許されないと主張する。しかしながら、本件各ツイートは、その主要な点は、公的機関が主催する中高生向けの講演会に原告を登壇させる講演会を主催しようとすることへの批判に向けられたものであり、原告の人格そのものを取り上げてことさらに侮辱、中傷するものとは解されないことは、これまで判示してきたとおりである。また、前記判示のとおり、他国と対比して自国を礼賛する考え方をめぐり、原告と被告が意見を異にするものであり、原告及び被告の活動のいずれについても一定の周知性を有していたことからすれば、本件各ツイートが、被告の立場として原告の活動ないし言動を批判するものとして表明されたものであることは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として容易に理解できるものであるから、原告の人格自体を否定する表現であるとまでは認めら

れない。そして、前記認定事実(1)及び(2)のとおり、原告が講演会を複数回実施したり複数の著書を出版したりするなど、社会的に相当程度の影響力を有していたことや、前記認定事実(2)のとおり、原告自身も他国や他民族、原告と意見を異にする活動者等に対する批判的意見を加える際に、あえて攻撃的で侮蔑的ともとれる表現を多数使用し、読者が感得する当該批判的意見の対象への否定的評価をより一層高める手法を少なくない頻度で用いており、このような表現の内容・態様に鑑みると、原告としても、一定の批判は甘受すべきであったといえる。以上の事情を考慮すれば、被告による本件各ツイートの表現が、意見ないし論評の域を逸脱するものとは認められず、原告の前記主張を採用することはできない。

### (5) 小括

以上のとおり、本件各ツイートが、いずれも原告の社会的評価を低下させるものであったとしても、公正な論評ないし意見の表明として違法性を欠くものであるというべきである。この点は、本件各ツイートにつき原告が主張する名誉感情の侵害についても同様であると解される。

そうすると、原告の主張は、その余の原告の主張につき検討するまでもなく、いずれも理由がないこととなる。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

# 前澤達朗

裁判官

本 江戸



裁判官

香 彩 井 浅



別紙

投稿記事目録

1 閲覧用URL

[https://twitter.com/mas\\_yamazaki/status/1192800134452531200](https://twitter.com/mas_yamazaki/status/1192800134452531200)

ユーザー名 @mas\_yamazaki

投稿内容 「竹田恒泰という人物が普段どんなことを書いているか、ツイッターを見ればすぐ確認できる。それでもこの人物を招いて、町内の中・高校生に自国優越思想の妄想を植え付ける講演をさせる富山県朝日町の教育委員会に、教育に携わる資格はないだろう。社会の壊れ方がとにかく酷い。」

(2019年11月8日 午前5時44分)

2 閲覧用URL

[https://twitter.com/mas\\_yamazaki/status/1192804110338146307](https://twitter.com/mas_yamazaki/status/1192804110338146307)

ユーザー名 @mas\_yamazaki

投稿内容 「竹田恒泰という人物が過去に書いたツイートを4つほど紹介するだけでも、この人物が教育現場に出してはいけない人権侵

害常習犯の差別主義者だとすぐわかる。富山県朝日町の教育委員会が、何も知らずに彼をわざわざ東京から招聘するわけがない。つまり今は教育委員会にも差別主義者がいる可能性が高い。」

(2019年11月8日 午前6時00分)

### 3 閲覧用URL

[https://twitter.com/mas\\_yamazaki/status/1193039407856488448](https://twitter.com/mas_yamazaki/status/1193039407856488448)

ユーザー名 @mas\_yamazaki

投稿内容 「これも問題ですね。大阪市教育委員会の後援ということは、竹田恒泰氏の日頃の発言内容を「問題だ」と思わない、民族差別や国籍差別、男女差別に鈍感／無感覚な人間が、大阪市教育委員会という公的組織の内部の要職にいることを意味します。

教育行政が音を立てて崩れている。」

(2019年11月8日 午後9時35分)

### 4 閲覧用URL

[https://twitter.com/mas\\_yamazaki/status/1193039983780581376](https://twitter.com/mas_yamazaki/status/1193039983780581376)

ユーザー名 @mas\_yamazaki

投稿内容 「一部の人がよく使う、人をだますトリックを貴方もお使いですね。全然「当たり前」じゃないです。まず第一に、保障されている言論の自由には「人権侵害のヘイト言論」は含まれません。言論の自由を「何を言ったり書いたりしても自由」だと勘違いする小学生のような大人が多い。

(2019年11月8日 午後9時37分)

## 5 閲覧用URL

[https://twitter.com/mas\\_yamazaki/status/1193041324296949761](https://twitter.com/mas_yamazaki/status/1193041324296949761)

ユーザー名 @mas\_yamazaki

投稿内容 「(続き) 第三に、今回の件が問題なのは、本来なら「差別や偏見、いじめはいけません」と子どもに教える責任を負う教育委員会という公的機関が、特定国やその出身者に対する差別やいじめの常習者である竹田恒泰氏を、税金で謝礼を払う行事に登壇させることです。差別やいじめを是認することになります。」

(2019年11月8日 午後9時43分)

## 謝罪廣告目録

この度、裁判所より、竹田恒泰氏に関する私のツイートが名誉毀損に該当するとの判決が下されました。ここに、当該ツイートでの発言を取り消すと共に、当該ツイートにより名誉を毀損してしまった竹田恒泰氏に対し、深くお詫び申し上げます。

別紙3

ア 掲載場所

被告のツイッターアカウント ([https://twitter.com/mas\\_yamazaki?s=20](https://twitter.com/mas_yamazaki?s=20)) の固定されたツイート

イ 掲載期間

1年間

これは正本である。

令和3年2月5日

東京地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 今 泉 香 代

